

監査報告書

令和5年5月25日

学校法人都築育英学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人都築育英学園

監事 石内孔治

監事 伊庭俊司


私たちは、学校法人都築育英学園監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人都築育英学園寄附行為第16条の規定に基づき、同学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人都築育英学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、いずれも適正に行われていると認める。